

第3次やまと男女共同参画プラン

2019年度 ～ 2023年度

素案 抜粋版

2019年3月

大和市

目次

I プランの基本的な考え方

1	目的.....	1
2	位置づけ.....	1
3	計画期間.....	1
4	進行管理.....	2
	はじめに一男女共同参画とは.....	2

II 施策の体系図..... 3

III プラン策定の背景

1	国の動向.....	5
2	県の動向.....	8
3	大和市の近年の取り組み.....	9

IV プランの内容

1	基本理念.....	1 1
2	基本目標.....	1 1

V 施策の展開

基本目標 1	あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	1 3
個別目標 1- (1)	意思決定過程への女性の参画促進.....	1 4
個別目標 1- (2)	女性活躍の推進.....	1 5
基本目標 2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進...	1 6
個別目標 2- (1)	仕事と生活を両立するための労働環境づくり.	1 7
個別目標 2- (2)	男女ともに子育て・介護のできる環境づくり.	1 8
基本目標 3	男女共同参画の面から見た心身の健やかな暮らし.....	1 9
個別目標 3- (1)	生涯を通じた心身の健康支援.....	2 0
個別目標 3- (2)	DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶	2 1
基本目標 4	誰もが尊重される社会づくり.....	2 2
個別目標 4- (1)	お互いを尊重し合う意識の醸成.....	2 3
個別目標 4- (2)	すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり	2 4

VI 推進体制..... 2 5

I プランの基本的な考え方

1 目的

我が国は現在、少子高齢化と人口減少が同時に進んでおり、生産年齢人口（15～64歳）の減少による経済の停滞や地域社会の活力の低下が懸念されています。

このような中、男女共同参画の視点から社会を見ると、妊娠・出産・育児・介護のために仕事を離職せざるを得ない女性が多いことや意思決定過程への女性の参画の割合は依然として低いことなどの状況が続いています。この主な要因として、男女に関する固定的な意識や男性を中心とした働き方・社会の制度があることが考えられます。

また、国では、1999年に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けての様々な取り組みや法的整備も進められてきました。

本市でも、2012年3月に「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできましたが、依然として多くの課題が残されています。こうした社会情勢に対応するため、「第2次やまと男女共同参画プラン」の計画期間が2018年度で終了することから、近年の男女共同参画をめぐる国等の動向を踏まえ、新たな課題の解決に向けて「第3次やまと男女共同参画プラン」を策定します。

2 位置づけ

- (1) 市の「健康都市やまと総合計画を」上位計画とし、基本目標8「市民の活力があふれるまち」を達成するため、男女共同参画社会の実現に取り組む個別計画として位置づけます。策定及び推進に当たっては、市の関連計画との整合性を図ります。
- (2) 「男女共同参画社会基本法（第14条）」に規定された本市の基本的な計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第2条）」（以下、「配偶者暴力防止法」）に基づく市町村基本計画です。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（第6条）」（以下、「女性活躍推進法」）に基づく市町村推進計画として新規に位置付けます。
- (5) 国の「第4次男女共同参画基本計画」や神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の内容を踏まえたものになっています。

3 計画期間

市の「健康都市やまと総合計画」の前期基本計画及び国と県の計画期間を踏まえ、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行います。

4 進行管理

本プランの進行状況の確認及び評価は、大和市男女共同参画懇話会でを行います。

また、具体的な取り組みについては実施計画を別に定めます。その進捗状況はPDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Action：改善）サイクルのもと毎年度把握し、大和市男女共同参画行政推進会議で評価を行い、適切な進行管理を行います。

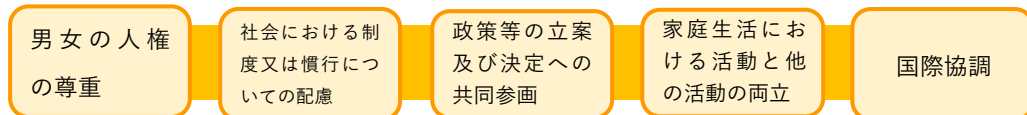
はじめにー男女共同参画とはー

男女共同参画社会を目指すための考え方

男女共同参画社会とは、1999年に施行された男女共同参画社会基本法第2条において次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

また、基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げています。



我が国では、この法律が施行されてから男女があらゆる場面で公平になるように様々な取り組みが進められ、誰もが暮らしやすい社会を目指してきました。

男女共同参画社会を目指すための道のり

男女共同参画社会を目指すということは、このようなことになります。

- ・「男性・女性はこうあるべき」という考え方やイメージによって、個人の行動や考え方、生き方が制限される状況をなくしていく
- ・男女が対等なパートナーとしてお互いに尊重しあうようになる
- ・性別によって選択肢が左右されなくなり、だれもが個性や能力を發揮できる社会へ



この目標達成に向けて、男性・女性に対する固定的な概念の解消を目指すと共に、固定的な概念が未だにある社会の仕組みを見直し、改善に取り組むことが必要です。

そして、社会のあらゆる場面において男女の公平性が保たれていない場면을解消していくことが、男女共同参画社会を目指すための道のりなのです。

II 施策の体系図

<基本理念>

性別にとらわれず、だれもが、様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ

<基本目標>

1 あらゆる分野への
男女共同参画の推進 p 13

2 仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・
バランス)の推進 p 16

3 男女共同参画の面から
見た心身の健やかな
暮らし p 19

4 誰もが尊重される
社会づくり p 22

<個別目標>

<施策>

(1) 意思決定過程への女性の参画の促進
p 14

①意思決定過程への女性の登用の促進
②各分野への女性の参画の啓発

(2) 女性活躍の推進
※①女性活躍推進計画 p 15

①女性の就労支援
②ワーク・ライフ・バランスの啓発（再掲）
③子育て・介護支援の充実（再掲）

(1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり
p 17

①ワーク・ライフ・バランスの啓発
②市の取り組み

(2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり
p 18

①子育て・介護支援の充実
②男性の家庭生活への参画促進

(1) 生涯を通じた心身の健康支援
p 20

①男女の健康に対する支援
②性の尊重への理解促進

(2) DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶
※②配偶者暴力防止基本計画 p 21

①DV 防止に向けた啓発活動
②DV 被害者に対する支援

(1) お互いを尊重し合う意識の醸成
p 23

①固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発
②教育における男女共同参画の推進
③人権意識の向上

(2) すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり
p 24

①生活上困難に直面する人への自立支援
②外国人が共に暮らせるための支援
③地域活動・市民との協働の推進

※①女性活躍推進計画：「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画

※②配偶者暴力防止基本計画：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

Ⅲ プラン策定の背景

1 国の動向

(1) 男女共同参画に関するあゆみ

1979年の国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、締約国は「女性に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の処置をとること」とされました。

しかし、我が国は国籍における父系血統主義（父親が自国民である場合のみ子に自国国籍を付与する方式）や労働において女性差別があったことから、すぐに批准することができませんでした。

そのため、1984年に国籍法を改正し、父母両系血統主義（父親または母親のいずれか一方が自国民であれば子に自国国籍を付与する方式）を採用しました。さらに、1985年に男女雇用機会均等法を制定することで、ようやく条約に批准することができました。

その後、1989年の新学習指導要領の改定によって高等学校で家庭科が男女必修になり、1992年の育児休業法の改正では男性も対象になりました。

そして1999年に、21世紀の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な枠組みとなる男女共同参画社会基本法が施行されました。

男女共同参画
シンボルマーク



男女共同参画

(2) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画（第1次～3次）が策定され、国際社会における取り組みとも連動しながら様々な取り組みが進められてきました。

国では、近年の少子高齢化の進展や人口減少社会に突入したことなどを受けて、国の将来のために社会の多様性と活力を高め経済を力強く発展させていく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画社会の実現が重要だと捉えています。

これらの状況を鑑み、「第4次男女共同参画基本計画」が2015年12月に閣議決定されました。

「第4次男女共同参画基本計画」では、以下の4つの項目を目指すべき社会として示し、その実現に向けて取り組むことで男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

第4次男女共同参画基本計画で掲げる目指すべき社会

- ① ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ ・男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることのできる社会
- ④ ・男女共同参画を我が国における最重要課題と位置づけ、国際的な評価が得られる社会

(3)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

2001年に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に公布・施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が、2013年に改正されました。

この改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

なお、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

(4)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定

女性活躍推進法は2015年8月28日に国会で成立し、2016年に完全施行となりました。

この法律は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的にしています。

そのため、国や地方公共団体、民間企業等（従業員が301人以上）に対して、組織の女性採用比率や女性管理職比率などの女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられました（従業員が300人以下の民間企業等にあっては努力義務）。

また、地方公共団体は当該区域内を対象に意識啓発などを行う女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定が努力義務となっています。

なお、この法律は10年間の時限立法です。



女性活躍推進法の取り組みや情報が、内閣府男女共同参画局のホームページに公開されています。

(5)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の公布・施行

政策立案・決定過程における男女共同参画を推進するため、2018年5月23日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

国や地方自治体議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を保ちつつ、男女の候補者数ができる限り均等になることを目指すものです。併せて、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすることや、家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにすることも盛り込まれています。

法律の概要

目的	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること
基本原則	①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること ②男女がその個性と能力を十分に発揮できること ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること



～持続可能な開発目標 (SDGs) の取り組み～

SDGsとは、持続可能な環境や社会を実現するために2015年9月の国連サミットで採択された国際目標です。「地球上の誰一人として取り残さない」を理念とし、2016年から2030年を期間とする17の国際目標と169のターゲットで構成されています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものです。その17ある国際目標の中の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

持続可能な開発目標 (SDGs) の国際目標



出典: 外務省「『持続可能な開発目標』(SDGs) について」2018年

2 県の動向

(1) かながわ男女共同参画プラン(第4次)の策定

県は、1982年を「かながわ女性元年」として、「かながわ女性プラン」を策定した後、2002年4月には「かながわ男女共同参画推進条例」の施行、2003年度には「かながわ男女共同参画推進プラン」(2007、2012年改定)を策定するなど、男女共同参画社会実現に向けた様々な取り組みを進めています。

2018年3月には、「かながわ男女共同参画推進プラン(第4次)」(2018年から2022年度までの5年間)を策定しています。

かながわ男女共同参画推進プラン概要

基本目標	ともに生きる社会、ともに参画する社会へ
基本理念	I 人権の尊重 II あらゆる分野への参画 III ワーク・ライフ・バランスの実現 IV 固定的性別役割分担意識の解消

重点目標

1	・あらゆる分野における男女共同参画
2	・職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現
3	・男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし
4	・男女共同参画社会実現に向けた意識改革と基盤整備
5	・推進体制の整備・強化

(2) かながわDV防止・被害者支援プランの策定

配偶者からの暴力の防止や被害者の支援に対しては、2006年に「かながわDV被害者支援プラン」を策定し、関係機関や民間団体と連携し、DV被害者の立場に立った支援が行われていました。

その後、配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、2009年、2014年にプランを改定。その名称も「かながわDV防止・被害者支援プラン」に変更し、DV被害者の相談や保護、自立支援、DV防止の取り組みが進められてきました。

しかし、DV根絶のためには依然として様々な課題が残されていることから、DV防止と被害者支援の取り組みを一層進めるため、現在改定作業が進められています。

3 大和市の近年の取り組み

市は、1998年に男女共同参画社会基本法が施行されたことに伴い、男女共同参画社会の実現のため、2000年に「やまと男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、2009年に男女共同参画を所管する国際・男女共同参画課を発足し、2012年には社会の変化に対応するため「第2次やまと男女共同参画プラン」を策定し、市役所内の組織や審議会等を形成し、男女共同参画社会の推進を図ってきました。

年	施策
2000年 (平成12年)	やまと男女共同参画プラン策定
2002年 (平成14年)	企画政策課女性行政担当から市民活動課男女参画推進担当に改編
2009年 (平成21年)	国際・男女共同参画課発足
2011年 (平成23年)	やまと男女共同参画プラン延長
2012年 (平成24年)	第2次やまと男女共同参画プラン策定
2016年 (平成28年)	イクボス宣言

21世紀における「男女共同参画社会の形成」を目指すもの。

男女共同参画社会の実現を目指すもの。配偶者からの暴力防止及び保護に関する基本的な計画を新規に位置付けるとともに人権に関する項目を追加した。



大和市の取り組みのあゆみは以下を参照

Ⅶ 推進体制…p25



IV プランの内容

1 基本理念

**性別にとらわれず、だれもが、
様々な場面で個性と能力を発揮することのできる社会へ**

男女共同参画をめぐる状況から社会の課題をみていくと、社会のあらゆる分野の男女の公平の確保が十分でないことや仕事と生活の両立が難しい状況にあることがわかります。また、男女の身体的性差から発生する健康上の課題への対応や基本的人権を尊重する取り組みも欠かすことができないものであります。

これらの課題を鑑み、第3次やまと男女共同参画プランでは、上記を基本理念として掲げ、男性、女性の性別や意識にとらわれず、家庭、地域、職場などの様々な場面で、一人ひとりが個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことのできる社会の実現を目指します。

そして、最終的には、誰もが生き方を選択する際に性別によって選択肢が左右されることのない社会になることを目標に、様々な取り組みを進めていきます。

2 基本目標

男女共同参画をめぐる状況から分析した各課題に取り組み、基本理念を達成するため、以下の4つの基本目標を設定します。

- 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 3 男女共同参画の面から見た心身の健やかな暮らし
- 4 誰もが尊重される社会づくり

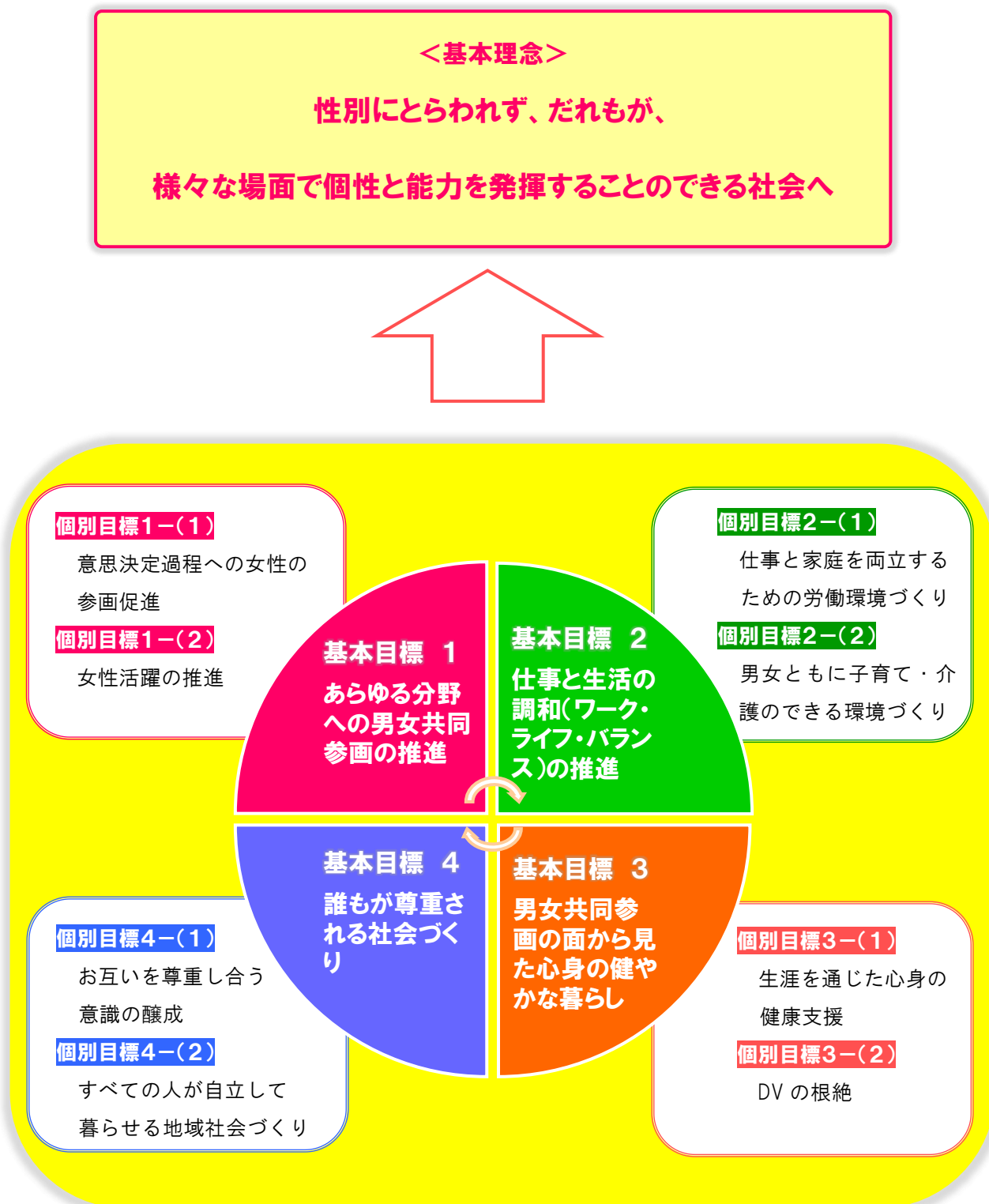
基本目標のもとには個別目標を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、総合的かつ計画的に第3次やまと男女共同参画プランを推進します。



個別目標を記載した施策の体系図は以下を参照

II 施策の体系図…p3

第3次やまと男女共同参画プランの施策のイメージ図



V 施策の展開

基本目標 1 あらゆる分野への男女共同参画の推進

性別にとらわれず、誰もが活躍できる社会の実現を目指し、あらゆる分野の意思決定過程において男女が対等な立場で参画できるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、働きたい女性が働き続けることができるよう、就労分野における女性の活躍を推進します。

個別目標

- | | | |
|--------|--------------------|-------|
| 1- (1) | 意思決定過程への女性の参画促進 | …p 14 |
| 1- (2) | 女性活躍の推進 | …p 15 |
| | ※女性の職業生活における活躍推進計画 | |

成果指標

項目		現状値	目標値 (2023年) (仮)
1	審議会等の女性委員の参画率	29.7% (2018年 (H30) 4月1日)	35.0%
2	市職員の管理・監督職 (行 (1) 職員) (注1) における女性の割合	17.6% (2018年 (H30) 4月1日)	%
3	市職員のうち消防吏員 (注2) に占める女性の割合	2.6% (2018年 (H30) 4月1日)	4.3%

(注1) 市の行政給料表 (1) が適用される職員のこと。一般の行政事務に従事する事務職員や技術職員。

(注2) 階級を有し、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。

個別目標 1-(1) 意思決定過程への女性の参画促進

社会の構成員の半数を占める女性の意思を施策に反映していくことができるよう、市の審議会等の意思決定過程における女性の参画を進めていきます。

また、自治会や消防団、PTA 活動等の地域活動においても女性の参画の意識啓発を図り、女性の意思が広く反映されていくよう取り組みます。

さらに、団体及び組織において指導的地位における女性が少ないことから、市がモデルとなり、管理・監督職への女性の登用を推進します。

施策

①意思決定過程への女性の登用の促進

- 市政に女性の意見が反映されるよう、審議会等への女性の参画を働きかけます。
- 市の特定事業主行動計画に着実に取り組み、女性職員の管理・監督職への登用を推進します。
- 地域活動団体に対して、女性の参画促進を働きかけます。

②各分野への女性の参画の啓発

- 女性が意思決定の場に参画しやすいよう、意識啓発を行います。
- 災害時における多様なニーズに対応するため、防災の分野に女性の視点が反映されるよう、参画を啓発します。



個別目標 1-(2) 女性活躍の推進

働きたい女性が働き続けることができるよう、出産・子育て期などの様々なライフステージに応じた女性の就業支援に取り組みます。

また、女性が離職することなく働き続けることができるようにするため、男女へのワーク・ライフ・バランスの啓発や子育て・介護支援などの充実を図り、女性活躍を推進します。

なお、女性の参画は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や新たな発想をもたらし、社会全体の活力につながるものとして、近年大きく期待されています。

施策

①女性の就労支援

- ・結婚、出産、育児、介護、病気などさまざまな理由で離職した女性の再就職の支援を行います。
- ・働く女性が活躍できるよう、学習の機会の情報発信に努めます。

②ワーク・ライフ・バランスの啓発【基本目標2-(1)-①再掲】 p17

③子育て・介護支援の充実【基本目標2-(2)-①再掲】 p18



基本目標 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

性別にとらわれず、誰もが個性と能力を発揮していくため、男女がともに仕事と生活を両立できるような環境づくりに取り組みます。

同時に、仕事と生活の調和づくりは男女ともに暮らしやすくなるものであるとの理解を促進するとともに、多様な働き方についての啓発や子どもを預けやすい環境の整備、介護離職の防止などに取り組み、仕事と生活の調和を推進します。

仕事は生活の経済的基盤であり、家庭、子育て、趣味、学習、地域活動なども生活をする上で重要なものであるため、その双方が充実してこそ人生は豊かなものになるのです。

個別目標

- | | | |
|--------|----------------------|------|
| 2- (1) | 仕事と生活を両立するための労働環境づくり | …p17 |
| 2- (2) | 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり | …p18 |

成果指標

項目		現状値	目標値 (2023年) (仮)
1	保育所等の待機児童数	0人 (2018年 (H30) 4月1日)	0人
2	放課後児童クラブの待機児童数	0人 (2018年 (H30) 5月1日)	0人
3	介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4% (2016年 (H28))	56.5%

個別目標 2-(1) 仕事と生活を両立するための労働環境づくり

市の意識調査によると、男性は主に仕事、女性は仕事か家庭の一方を優先しなければならないような状況にあり、その解消を目指し、様々なライフステージにあっても誰もが仕事と家庭を両立できるような支援を行います。

また、企業に向けた啓発に取り組み、男性中心の労働を見直していくよう、啓発に取り組みます。

併せて、市は2016年に行ったイクボス宣言^(注3)のもと、率先して市役所の働きやすい労働環境づくりに取り組み、仕事と生活の両立ができる労働環境を目指します。

施策

①ワーク・ライフ・バランスの啓発

- ・労働者が多様な働き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスなどについての情報発信に努めます。
- ・男女がともに働きやすい労働環境づくりを支援するため、取り組みを進める市内事業所を表彰します。
- ・働く女性が持つさまざまな悩みに対し、適切な指導や助言を得られるように、相談機能の充実を図ります。
- ・イクボス宣言を市内事業所に周知し、ワーク・ライフ・バランスを啓発します。

②市の取り組み

- ・市が手本となるよう率先して、市職員の働きやすい環境づくりに取り組みます。
- ・イクボス宣言の趣旨、内容などについて、幹部職員が理解し、推進できるように取り組みます。
- ・市役所職員が育児休業等の育児に関する制度を取得しやすい取り組みを進めます。



(注3) 大和市の幹部職員が平成28年5月26日に宣言したもの。宣言文はp84を参照のこと。「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことを指す。

個別目標 2-(2) 男女ともに子育て・介護のできる環境づくり

男女が協力し、安心して仕事と子育て・介護が両立できるよう、子育てと介護の支援の充実を図ります。また、子育てと介護は地域社会全体で支えていくことも大切です。

併せて、今まで女性が主に担ってきた傾向にある家事・育児・介護について、男性が行うことへの理解を促進するほか、男性自身が積極的に参加できるような取り組みを進めます。

施策

①子育て・介護支援の充実

- ・働く男女の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援等の充実を図ります。
- ・子育てに関する相談や地域社会の子育てへの支援を促進します。
- ・介護に直面した人を地域で支え合うことができるよう、介護支援の充実を図ります。
- ・認知症に対する理解を促進し、支え合える地域づくりを進めるとともに、本人や介護家族への支援の充実を図ります。

②男性の家庭生活への参画促進

- ・男性に向けた家事・育児を行うための情報を発信し、意識啓発を行います。
- ・主に乳幼児を持つ父親を対象に、育児に関する学習の機会を提供します。
- ・妊婦の夫を対象として、妊娠期から出産、育児に関する学習の機会の提供、育児や家庭生活への意識啓発を行います。



基本目標 3 男女共同参画の面から見た心身の健やかな暮らし

仕事や家庭生活を含む長い人生を健やかに生きていくことができるよう、ライフステージや身体的性差に応じた健康支援に取り組みます。

併せて、男女の性の尊重への理解を促進し、互いの身体的性差について理解した上で、誰もが思いやりの心を持つ社会になるよう、様々な取り組みを推進していきます。

また、心身の健やかな暮らしを阻む重大な人権侵害である DV の根絶に向けて、未然防止の啓発や支援体制の充実を図り、心身の健やかな暮らしを送ることができるよう取り組みます。

個別目標

- 3- (1) 生涯を通じた心身の健康支援 …p20
- 3- (2) DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶 …p21
※配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画

成果指標

項目		現状値	目標値（2023年）（仮）
1	女性の乳がん検診受診率	19.5% (2017年度（H29）)	28.5%
2	女性の子宮がん（頸部）検診受診率	16.3% (2017年度（H29）)	22.3%
3	肺がん検診受診率	20.2% (2017年度（H29）)	29.2%
4	自ら健康づくりに取り組んでいる市民の割合	62.9% (2016年（H29）)	69.0%

個別目標 3-(1) 生涯を通じた心身の健康支援

男女は異なる健康上の問題が生じることがあり、特に女性は妊娠や出産をする可能性があるため、男女がその健康状態に応じて適切に健康管理を行うことができるよう、健康教育や普及啓発に取り組むとともに、検診体制の充実に努めます。

さらに、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、誰もが生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう努めていきます。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念のもと、性に関する正しい知識が得られるよう啓発活動に取り組みます。

施策

①男女の健康に対する支援

- ・乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた日常生活の健康管理や生活習慣病予防のための知識を普及し啓発に努めます。
- ・健康の保持増進と疾病の早期発見、早期治療のために各年代に応じた検診体制を充実させます。
- ・生涯を通じた健康づくりを推進するため、女性特有の病気の検診体制を充実させ、早期発見に努めます。
- ・健康づくりのため日ごろから運動習慣が身につくよう、健康増進の取り組みを行います。

②性の尊重への理解促進

- ・人間尊重、男女平等の精神に基づき、性を人権として捉える意識づくりのため、学習機会の充実に努めます。
- ・男女が互いの性差を正しく理解した上で、性の尊重などを認識できるよう、啓発活動を展開します。



個別目標 3-(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)の根絶

配偶者や交際相手、パートナー等からふるわれる暴力等であるDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。人生を豊かに生きる権利を侵害し、弱い立場にある人を支配しようとする行為です。特に、女性が被害を受ける場合が多く、肉体的・精神的に苦しんでいる状況にあります。

社会全体においてDVの相談件数は年々増加しており、近年では男性に対する暴力等も顕在化してきています。これは、DVに対する認識が浸透してきたと考えられ、被害者の保護のために相談窓口の周知と支援の取り組みが一層重要です。

配偶者等からの暴力は、現代社会が抱える大きな問題であるという認識を徹底し、根絶のための未然防止の取り組みと被害者の立場を考慮したきめ細かい支援に努めます。

施策

①DV防止に向けた啓発活動

- DVは犯罪という認識に立ち、関係資料を収集し、DV防止のための情報発信に努めます。
- 市職員に対してDVやハラスメント等に関する研修を実施し、問題への意識を高めます。
- 学校及び若年層へのデートDV防止への理解を深めるための取り組みを実施します。

②DV被害者に対する支援体制

- DV被害者の安全確保並びに秘密保持を最優先するとともに、県や一時保護施設及び警察と連携して、迅速に保護します。
- DV被害者の状況に応じて、心身のケア、各種支援制度に関する情報提供、経済的支援や就労支援など、自立へ向けた支援策を充実させます。
- DVの被害について悩んでいる人が相談しやすいよう、相談窓口の機能の充実を図ります。



基本目標 4 誰もが尊重される社会づくり

性別や国籍、年齢に関わりなく、多様な個性を認め合い自立できる社会（ダイバーシティ&インクルージョン（注4））を目指し、男女共同参画の視点に立った意識の醸成や支援に取り組みます。

人は一人ひとりが平等であり、かけがえのない存在であるという基本的な認識を持った上で、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を、性別にとらわれずに認め合い、自立した生活を送ることができるようにすることが大切です。

併せて、男女共同参画社会の実現を地域的な広がりにしていくため、地域活動や市民協働を推進していきます。

社会全体を通じた男女の平等感の増加を目指すことは、誰もが活躍できる社会につながることも、いじめや虐待などの様々な人権課題を生む背景を解消することにも関わります。

個別目標

- | | | |
|-------|-----------------------|------|
| 4-（1） | お互いを尊重し合う意識の醸成 | …p23 |
| 4-（2） | すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり | …p24 |

成果指標

	項目	現状値	目標値（2023年）（仮）
1	社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合	21.9% (2017年（H29）)	28.0%
2	男女とも仕事をし、家事や育児も分かちあうのがよいと思う市民の割合	70.4% (2017年（H29）)	76.0%
3	多文化共生・国際交流が行われていると思う市民の割合	22.3% (2016年（H28）)	29.5%

（注4）ダイバーシティは多様性、インクルージョンは包摂のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、かつ対等に関わり合いながら一体化していること。

個別目標 4-(1) お互いを尊重し合う意識の醸成

誰もが多様な生き方が選択できるように、固定的な性別役割分担意識の解消のための啓発を行うとともに、次世代を担う子どもたちに向けて男女共同参画への理解を促進します。

また、男女がともに活躍する社会の実現を阻むハラスメントや暴力等についても、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、防止に向けた意識啓発を行います。

これまでに男女共同参画施策が進められてきたものの、未だに男女ともに生きづらい状況にある背景には、「社会通念」や「慣習」を形作ってきた固定的な性別役割分担の意識が主な要因として挙げられます。その状況を改善していくためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。

施策

① 固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

- 固定的な性別役割分担意識の解消に対する理解を促進していくため、関係資料を収集し、情報発信に努めます。
- 各年代に応じて、ジェンダーに対する学習の機会を提供します。
- 市職員に対し、固定的な性別役割分担意識の解消に関する研修を実施し、意識の見直しを図ります。

② 教育における男女共同参画の推進

- 児童・生徒の発達段階に応じた男女平等教育の推進を図ります。
- 教育関係者に対する男女共同参画社会の形成への理解の促進を図るための研修を充実していきます。

③ 人権意識の向上

- あらゆる虐待を防止するための啓発を行うとともに、防止に向けた取り組みを促進します。
- ハラスメント等の問題について理解と認識を深めるための啓発を行います。
- 人権意識の向上を目指し、啓発活動を行います。



個別目標 4-(2) すべての人が自立して暮らせる地域社会づくり

誰もが個性と能力を発揮してくため、男女がともに自立して暮らせるように生活していく上で困難に直面する人への支援を行うほか、定住化が進む外国人市民がともに暮らすための支援に取り組みます。

また、これらを包括した男女共同参画推進の取り組みに関しては、地域的な広がりにしていく必要があるため、地域における活動や市民との協働を推進していきます。

特に女性はこれまでの社会の仕組みの影響により、男性よりも経済的基盤が弱い傾向にあります。なおかつ、障がいのある人や言語・文化の異なる外国人市民などが自立した生活を送れるように支援を行う必要があります。

また、性的マイノリティ（LGBTQ+^{プラス}（注5）など）といわれる多様な性にある人々が、周囲の無理解や偏見等により生活上困難な状況に陥らないように、多様な性のあり方を啓発していきます。

施策

①生活上困難に直面する人への自立支援

- ・生活上困難に直面している人が自立した生活を送ることができるよう支援を充実していきます。
- ・関係機関と連携して、就業や労働に関する相談機会の充実を図ります。
- ・性的マイノリティ（LGBTQ+など）についての社会的な理解促進を図ります。

②外国人が共に暮らせるための支援

- ・外国人市民への行政及び生活に関する情報提供の充実を図ります。
- ・国際交流、国際理解を推進するとともに、通訳・翻訳などのボランティアを育成し、活動の支援を行います。
- ・外国につながる児童生徒が学校生活に適應できるように支援を行います。



③地域活動・市民との協働の推進

- ・男女共同参画を推進する活動の情報収集・情報提供を充実させます。
- ・行政と地域活動を行っている団体等とのネットワーク構築や団体相互の連携を促進します。
- ・市民の地域でのボランティア活動やNPO活動等を支援します。

（注5）LGBTQ+とは、それぞれのアルファベットの頭文字を取った言葉。Lesbian（レズビアン）は女性の同性愛者、Gay（ゲイ）は男性の同性愛者、Bisexual（バイセクシュアル）は両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）は出生時に診断を受けた性とは違う性を生きる人、Queer（クィア）or Questioning（クエスチョニング）は性を有していない人、まだ自分の性が何であるか悩んでいる人、+はこれらだけでない性の多様性のことを表す。

VI 推進体制

男女共同参画に関する施策は、行政の分野や市民生活の様々な分野に及びます。そのため、市民、事業所、団体等の多様な主体を連携しながら、男女共同参画の推進を図る必要があるため、次の体制により進めていきます。

(1)大和市男女共同参画行政推進会議等(庁内組織)

市役所内に設置した男女共同参画行政推進会議及びアクティブ・スタッフ会議において、関係各課と協議・連絡調整を行い、総合的に施策を推進します。

(2)大和市男女共同参画懇話会(市の審議会等)

本プランの進捗状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行います。また必要に応じて、その意見を今後の施策に反映させます。

(3)市民、事業所、団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、プランの推進にはあらゆる場面において行政と市民・事業所・団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所の担う役割が大きいことから、積極的に連携して取り組みを進めます。

(4)国・県等との連携協働

国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、県との共催による事業の実施を図ります。

第3次やまと男女共同参画プラン 素案 抜粋版

平成31年〇月

編集・発行：大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

電話：046-260-5164

URL：<http://www.city.yamato.lg.jp>